

太上下水第362号

令和4年7月22日

太子町行財政審議会会長 様

太子町長 服部 千秋



下水道使用料の改定について（諮問）

本町の下水道事業は、平成18年3月で町内のほぼ全域にわたり公共下水道の整備が完了しました。

現在は、供用開始から10年以上が経過した下水道管の洗浄や、老朽化したマンホール蓋の交換などの維持管理に努めています。

一方、経営面においては、平成30年4月1日から地方公営企業法を適用し、財政健全化に向けて取り組んでいるところですが、現在の下水道使用料体系では、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄いきれず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

このような経営環境の中、今後、老朽化した下水道施設の更新や維持管理に莫大な費用が必要となり、一方、収入面においては、人口減少及び節水機器の普及などで使用料の減収が予測され、今後も厳しい経営環境が続くことが想定されます。

つきましては、本町の下水道事業が将来にわたり安定的な事業経営を行うための下水道使用料の改定について、太子町行財政審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。